

事務所通信 一期一会

Progress

～進歩～

令和3年7月号(広告)
2021年7月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第170号
発行所 山本幸子

今年も早いもので半分が過ぎました。これから夏本番に入りますが、体調管理に気をつけていきたいですね。岡山県は緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだ油断ができない状態が続いています。日々新たな支援金制度が追加されています。今月はその中でも、月次支援金、飲食店等一時支援金(第2期)、事業継続特別支援金について概要をご案内させていただきます。今後変更や新たな制度が追加される可能性もございますので、お申し込みをされる場合には各制度のリーフレットをご確認ください。

月次支援金 < 国 >

【概要】
2021年の4月以降に実施される緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

【給付要件および申請受付期間】

給付要件について	
要件1	対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という。)に伴う 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響 を受けていること※4
要件2	2021年の 月間売上が 、2019年又は2020年の同月比で 50%以上減少
給付額	= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
中小法人等	上限 20 万円/月
個人事業者等	上限 10 万円/月
対象月	対象措置が実施された月 のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、 売上が50%以上減少した2021年の月
基準月	2019年又は2020年における 対象月と同じ月
申請受付期間	4月・5月分 ：2021年 6月16日～8月15日 、 6月分 ：2021年 7月1日～8月31日

※1 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等緊急事態措置」
※2 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置」
※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いることから、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。
※4 **2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**です。

【申請方法】

事前確認(1)を受け終えた後に、事務局のホームページから申請を行います。オンライン申請が困難な方については、事務局が設置する申請のサポートを行う申請サポート会場で申請を行います。岡山会場は岡山市のヒカリホールディングスビルの一か所のみとなります。ご利用には来訪予約が必要です。

(1) 月次支援金の給付に当たっては、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、**事業を実施しているか、月次支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、事務局が登録した登録確認機関によって、「帳簿等の予め定めた書類の有無」や「宣誓内容等に関する質疑応答」等の形式的な事前確認**を行います。申請希望者が、一時支援金を受給している場合又は月次支援金の給付の申請にあたり事前確認を受けた場合には、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はございません。

飲食店等一時支援金(第2期) < 岡山県 >

【概要】
新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている中小企業等を支援する「岡山県飲食店等一時支援金」が創設されました。4月以降、感染がさらに拡大しているため、県の外出自粛要請や営業時間の短縮要請に伴い、更なる影響を受け、厳しい経営状況が続いていることから、岡山県飲食店等一時支援金の対象期間を延長し、新たな支援を行います。

【給付要件】

- 次の から のいずれにも該当すること
- 国の月次支援金を受給(予定を含む)していないこと
- 県の時短要請協力金又は大規模集客施設協力金を受給(予定を含む)していないこと
- 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第45条第3項に基づく命令の前提となる口頭指導や文書の事前通知を受けた事業者でないこと
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
 - ア 飲食店
 - イ アの飲食店と直接・間接の取引がある事業者

- ウ 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ ウの事業者と直接の取引がある事業者
- 令和元年(平成31年)比又は令和2年比で、令和3年の4月、5月又は6月の売上が30%以上減少していること
新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
今後も事業を継続する意思があること

【給付額】

・法人：40万円 ・個人事業者：20万円

【申請方法】

確認機関での**事前確認**が必要となります。商工会、商工会議所、中小企業団体中央会が確認機関となります。申請方法は電子申請または郵送で受け付けます。電子申請が便利ですのでご利用ください。

【申請開始時期】

制度につきましては予算が成立した後(令和3年6月議会)に申請の受付が開始されます。給付要件等の詳細は申請

事業継続特別支援金 < 倉敷市 >

【概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業や営業時間の短縮、外出自粛等の要請により影響を受けた市内事業の皆様へ、事業継続の一助としていただくための、事業全般に広く使える支援金です。

【給付要件】

倉敷市内に主たる事業所を有する法人・個人事業主 令和3年1月1日時点で事業を営んでおり、引き続き市内で業を継続する意思がある方
令和3年1月以降の他県を含む緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けた方(岡山県の休業・時短営業要請を受けて協力金の対象となる方を除く)
令和3年1月から6月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、令和元年(平成31年)又は令和2年の同月(比較月)と比べて30%以上減少した方

【給付額】

・法人：20万円 ・個人事業者：10万円

【申請受付期間】

令和3年6月25日(金)～令和3年8月31日(火)

【申請方法】

感染症拡大防止のため原則郵送での提出となります。窓口へ提出する場合は本庁及び各支所設置の受付BOXに投函と

各支援金の併給・事前確認・申請方法について

各支援金について併給できる制度と併給できない制度がございます。下記の表にまとめておりますので、ご参照ください。

国	月次支援金	併給可否				
		国の一時支援金 (対象月が異なる)	月次支援金	飲食店等一時支援金	倉敷市事業継続特別支援金	時短要請協力金
岡山県	飲食店等一時支援金(第2期)	(対象月が異なる)	×	○	○	×
倉敷市	事業継続特別支援金	○	○	○	○	×

各支援金について提出先が異なります。また、**事前確認**が必要となる支援金もございます。下記の表をご参照ください。

国	月次支援金	事前確認		申請方法
		要否 要 (一時支援金を受給している場合は不要)	確認機関 登録確認機関	
岡山県	飲食店等一時支援金(第2期)	要	商工会議所及び商工会等	郵送または電子
倉敷市	事業継続特別支援金	不要	-	原則郵送または窓口

各支援金につきまして、上記の情報は令和3年6月28日現在のものです。今後、情報が変更されることもございますので、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、各支援金のホームページをご参照いただきますが、弊事務所までお問合せください。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：Vision
今月の開催日は7月8日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月8日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月2日(金)
8月19日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月6日(金)
9月9日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月3日(金)

安心してご参加いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

< 7月カレンダー >

12	月	*6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1月～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者) *労働保険年度更新申告書 提出期限 *社会保険算定基礎届 提出期限
15	木	*所得税予定納税額の減額申請期限
31	土	*所得税の予定納税額の納付期限(第1期分) *5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *6月分の社会保険料の納付期限 *消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の8・2月決算法人)

31日は土曜日のため、申告・納期限は8月2日(月)になります。

当社は赤い羽根共同募金
寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています